

令和元年度 文京区議会
子ども・子育て支援調査特別委員会
視察報告書

○視察日程 令和2年2月27日（木）

○視察先 東京都児童相談センター（新宿区北新宿四丁目6番1号）

○視察目的 児童相談所業務に関する調査・研究

○視察参加者

【委員】	委員長	田中 としかね
	副委員長	宮野 ゆみこ
		宮本 伸一
		沢田 けいじ
		山田 ひろこ
		たかはま なおき
		関川 けさ子
		高山 泰三
		品田 ひでこ
		のぐちけんたろう
		小林 れい子

【同行】 児童相談所準備担当課長 木口 正和

【随 行】 区議会事務局 議事調査担当 小野寺 素子

視察概要

視察目的

本区は、令和7年度に文京区児童相談所の開設を予定しており、現在、開設に向けた様々な取組を進めている。

今回の視察は、児童虐待等への対応を行っている施設を視察し、本区において開設準備を進めている児童相談所業務に関する知見を広げることを目的として調査・研究を行った。

視察訪問先

東京都児童相談センター

説明者

東京都児童相談センター 次長 西尾 寿一氏

1 施設概要

東京都児童相談センターは、文京区を所管する児童相談所であるとともに、東京都中央児童相談所である。

当センターが設置されている東京都子供家庭総合センター内には、「東京都児童相談センター」のほか、「東京都教育相談センター（教育相談）」、「警視庁新宿少年センター（少年相談）」があり、3つの施設がそれぞれの専門性を生かしながら連携して、児童虐待、不登校、非行など様々な問題を抱える子どもと家庭とを支援している。



東京都子供家庭総合センター 外観

2 東京都の児童相談所を取り巻く状況

東京都には、現在11か所の児童相談所と7か所の保護所がある。

(1) 虐待に関する相談状況

東京都においては、近年虐待に関する相談件数が増加しており、そのうち内容別相談対応状況では「心理的虐待」の割合が年々高くなってきている。

また、経路別対応状況を見ると、警察からの通告等によって対応しているケースが、全体の4割以上になっている。

(2) 児童相談所の体制強化

激増する相談事例に対応するため、任期付職員採用制度を活用して、児童福祉司・児童心理司や、業務の補助を行う非常勤職員の緊急増員を実施している。

また、福祉職や心理職の専門課長の増員を行い、人材育成に向けた体制強化を進めている。

さらに、必要な時に随時相談できる、非常勤弁護士や協力弁護士を活用して、法的対応力を強化するとともに、民間の医師との協力医師制度により、困難事例に関する医学的所見や虐待防止カウンセリングなどを行っている。

(3) 虐待対応に求められる専門性

激増する相談事例については、複雑かつ深刻なケースも多くなってきており、適時・的確な対応が求められている。

そのため、児童相談所職員には、知識・技術はもとより、コミュニケーション力や調整力、管理能力などが求められており、その専門性についてはどれだけ業務経験に従事してきたかという経験値によって支えられている。

しかしながら、現在、児童福祉司・児童心理司のおよそ半数が経験年数が2年以下であり、質量ともに困難な相談援助業務についても新人職員が受けざるを得なくなっている。

また、児童福祉司の4割以上が50歳以上であり、今後の大量退職に備える必要があるなど、スーパーバイザーや基幹職員の不足が深刻となっている。

(4) 保護者援助プログラム

児童相談所では、虐待の重症度に応じて、児童心理司によるプログラムの提供を行っており、児童相談センターや区市町村・関係機関等に保護者のアセスメントを依頼している。

(5) 一時保護所の現状と改善に向けた取組

一時保護所は、この6年連続で定員超過が常態化しており、既に逼迫しているが、その主な要因としては、入所件数の増加と保護期間の長期化が挙げられる。

そのため、一時保護所の定員増・個室化を進めるほか、児童処遇に当たる職員の増員や常勤心理職の配置、職員育成の専任職員の配置などを進めている。

3 東京都における児童相談所と区市町村の連携・役割

虐待のレベルや対応すべき内容に応じて、様々な支援内容があり、虐待レベルが変化していることから、東京都の児童相談所と区市町村の役割分担についても変化してきている。

児童相談所は、重度の虐待事例に対して、法的対応も含めた専門的対応を行うが、区市町村においては、子育て支援によって虐待の発生を未然に防ぐ取組を進めるほか、児童相談所と連携して、中度から軽度の虐待への対応や虐待を未然に防ぐための支援等を行っていくことも重要となってくる。

また、区市町村の子ども家庭支援センターや要保護児童対策地域協議会との連携が重要である。緊急・重篤なケースについては速やかに児童相談所に繋ぐとともに、継続的な見守りが必要な場合には、児童相談所から通告するなど、東京ルール・共有ガイドラインに基づいた役割分担の下、双方の機能を強化しながら、一層の連携が求められている。

質 疑 応 答

【質 問】

本区では、児童相談所に必要とされる児童福祉司・児童心理司等を確保するため、開設時期を当初の予定から遅らせて対応している。東京都では、どのように人材の確保を行っているのか。区の児童相談所の人材確保・育成に協力していただけないか。

【回 答】

都においても、業務の急増・困難事例の増加に伴い、職員の採用を積極的に進めているが、児童相談所の開設が全国的に進んでいるために、経験を有する人材を取り合う状況になっている。

専門職員を確保するため、民間企業経験者のキャリア採用や、任期付職員採用制度を活用するほか、内部で職員育成を行うなどして対応している。

また、現在、児童福祉司・児童心理司の約4割が50歳代であることから、ベテラン職員の大量退職を見据えた後進の育成についても今後の課題となっている。

これまで、特別区を始め、自治体からの職員を受け入れてきているが、以前であれば3年程度をかけていたところを、昨今の自治体の置かれている状況を勘案して、約2年の期間で派遣職員の育成を行っている。

【質 問】

児童相談所職員として採用・育成しても、離職してしまう方が一定割合いるとのことだが、離職した後に戻ってくるようなケースはないのか。

【回 答】

経験則上、離職後に復帰するケースは殆どない。業務内容が合わず、どうしても続けられないという職員もいる。

自分に続けられるのか不安を感じる職員に対して、サポートするような体制構築に取り組んでいる。また、処遇の改善やキャリア形成の仕組みも必要と考えている。

【質 問】

一時保護を経て家庭に戻った場合でも、虐待が再び起こるケースがある。むしろ、里親に委ねたほうが、子どもにとっては家庭のぬくもりを知ることにつながるのではないか。一時保護所が慢性的にひっ迫している状況であるならば、里親制度の拡充に向けた取組をすべきではないか。

【回 答】

国の「社会的養育ビジョン」では、里親への委託割合を75%にまで増やすことが求められており、「里親をメインに」という方向性が示されている。

里親報告会等への参加者や、問い合わせの件数は年々増えており、以前よりも関心は高まってきてはいるものの、現在、東京都の里親委託割合は13%にとどまっており、10年間の目標値として37.4%に増やすこととしている。

家庭的な環境で養育を行う里親制度は、今後より重要な役割を担うものと考えますが、里親に委託すれば全ての問題が解決するものではなく、「里親不調」という現実もある。

明石市のように、全小学校区での里親の登録を推進して「顔の見える里親制度」の構築を目指すことは、基礎的自治体として「子どもができる限りそれまでの生活環境を変えずに暮らし続けられるように」という配慮からの目標設定であり、区の児童相談所としても目指してほしいスタンスだと考える。

【質 問】

この5～6年で大幅に増えている虐待相談に関して、特徴的な傾向はあるか。

【回 答】

警察からの児童通告が増えており、全体の4割を超えている。

虐待内容の内訳で見ると、心理的虐待の割合が約6割と高く、また、都市部においては受験勉強の過熱化に伴い「教育虐待」も目立っている

【質 問】

児童虐待対策に関しては、地域のネットワークによる連携が不可欠と考えるが、その体制づくりのために、児童相談所や区が果たすべき役割について伺う。

【回 答】

新たな虐待を生まないためには、児童福祉分野だけでなく、多様な機関との連携が必要であり、情報共有とともに守秘義務が課される密接な関係性が求められる。

地域における支援の具体的な協議の場である要保護児童対策地域協議会は、区の子育て支援センターが運営を担うが、そこには児童相談所も参画し、関係機関と積極的に情報交換しながら、保護を要する子どもの早期発見と適切な保護に尽力していく。

【質 問】

児童相談所が区に移管された後、東京都における児童相談所の役割はどう変わっていくのか。

【回 答】

区への移管後も、東京都全体で子どもを守るという観点からは、東京都児童相談所の役割は変わらない。引き続き、中央児童相談所としての機能を担いながら、各区に対してスーパーバイザーとしての役目も果たしていく。

本来的に、東京都の児童相談所に求められるのは、法的・専門的対応が必要となる重度虐待のケースであり、区においては、虐待の発生を未然に防ぐために、子育て支援などの寄り添い支援を充実させていってほしい。



東京都児童相談センター 次長 西尾 寿一

東京都児童相談センター内 見学

◆心理面接室



専門的な教育を受けた職員が、犯罪被害等を受けた児童に対して、その時の状況を聞き取り、その様子を、別室にいる警察官や検察官、医師等が、モニターを通じて同時に確認することが出来る。

被害を受けた児童の負担を、必要最低限にするための配慮がなされている。



◆一般面接室

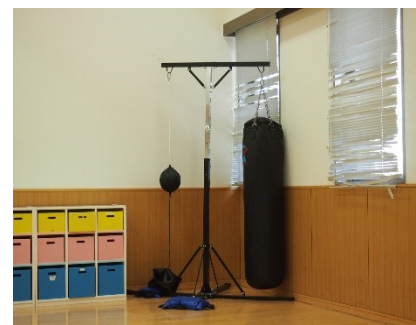


児童の保護者等と職員が面談を行う、個室のスペース。



◆体育館

宿泊・通所している児童が利用できる施設。
様々な用具が揃えられており、思い切り身体を動かすことができる。



◆造形室



絵画や工作等の創作活動ができる
スペースで、治療等の一環として
も活用されている。



視察成果のまとめ

委員長 田中 としかね

子どもの最善の利益を守るために、特別区ではそれぞれの区において児童相談所の設置に向けて対応を進めている。

文京区では「開設予定年度の延期」を決めたわけであるが、準備段階で大きな課題の存在が明らかになったといえる。現実的な対応をとらなければ、制度の狭間で不幸になるのは当の子どもたちである。児童相談所の業務において、実務の経験に基づいて現実的な判断を下せるのが、東京都の児童相談センターに他ならない。

今回の視察現場からの意見である「区の本来的な役割は、虐待を未然に防ぐための子育て支援などの寄り添い支援を、根本的に充実させることだと思います」という言葉は重く受けとめるべきであろう。都と区の持つ機能を互いに強化させる方向を探るところ、虐待防止への協働を進めるために必要であると考えます。

副委員長 宮 野 ゆみこ

相談業務においては、子どもの心の負担を最小限に抑えるための様々な工夫が見られた。未就学児等、事実を言語化できない子どもには、遊びやゲームを通じて心理的な状態を把握する方法がとられていたこと、また、図工、料理、音楽等を通じて発達障害や愛着障害を治療する作業療法の部屋が設置されていたことにも大変感心し、文京区の児童相談所にもぜひ取り入れたいと感じた。

その一方で、子どもへの心理的アプローチを行う専門性や、保護者の意向に反する場合もある判断能力、適時・的確なリスクマネジメント等が必要とされ、職員の専門性が極めて重要であることも実感した。全国的に児童福祉司が不足している状況の分析も、現場ならではの視点で教えていただくことができ参考になったが、人材不足の深刻さが伺え、処遇改善やキャリア形成の仕組みが必要であると感じた。

今回学ばせていただいたことを、文京区の児童相談所設置における具体的な提案に繋げていきたい。

宮 本 伸 一

深刻な職員確保の困難に直面し、文京区において児童相談所設置が令和4年後半から令和7年に延期されました。このたび、東京都児童相談センターを視察し、相談所の重要性を新たに確認したと共に、多くのことを学びました。

●職員の方に敬意

国としての児童相談の取組みが強化されたこともあり、警察からの通告が増え、全体的に相談件数が増えていると言われておりました。それに伴い、職員の方の仕事量も増え、又、案件の複雑さも増してきて、持続困難になる職員も多いと言われていました。

そんな中、職員の方の献身的な仕事ぶり、真心こめた子どもに向かう姿勢に敬意の念を抱きました。

●職員の待遇改善と地域の協力の必要性

職員の待遇改善は行われているものの、その社会的地位の向上も含めて、抱える仕事内容にふさわしい処遇は今後一層必要と感じました。また、これまで以上に、地域において「児童虐待を生まない環境づくり・社会形成」が必要であると強く認識しました。

今後とも、文京区の「子どもの安心・安全」のためにしっかりと働いて参ります。

沢 田 け い じ

新型コロナウイルス感染症の流行により、限られた時間・範囲ではありましたが、現場の事例や課題を交えて貴重なご教示をいただき、充実した視察となりました。

特に、児童福祉司・児童心理司の採用や虐待対応の専門性の育成、経験年数やチームの構成、一時保護所の現状と課題、虐待のレベルと対応の内容、親子相互交流療法（P C I T）による保護者のアセスメント、要保護児童対策地域協議会の構成と機能などの示唆に富むご説明や、子ども家庭支援センターの予防体制強化と児童相談所開設後の存続・連携強化のご提案、同じく児童相談所開設に伴う各区からの派遣職員の研修期間の不足のご指摘が有意義でした。

全国的な相談対応件数の増加や人材不足など困難な課題はあれ、本視察の知見をもとに、引き続き、本区の児童相談所開設について丁寧に議論を重ねていきたいと思います。

山田 ひろこ

令和4年度後半の開設を目指していた文京区の児童相談所が、専門性を有する職員の確保が困難となったことから開設時期を延期しました。

その報告を受けた直後の東京都児童相談センターの視察でしたが、ここでは更に人材育成が課題であると切実に訴えられました。人材を確保しても直ぐに戦力になるわけではなく、専門性や経験値が問われるというのです。

となると、人材確保も追いつかない本区の児童相談所の設置計画とその運営には、一抹の不安を感じざるを得ません。

そこで、これまで日本ではなかなか広まってこなかった「里親制度」の普及を早急に進めるべきであると考えます。虐待から子どもを一時保護しても、環境改善が見られない親元に戻したら、また同じ事が繰り返される危惧があります。血縁関係がなくても、寝食を共にし会話がある里親家庭での受入れ体制を、民間のノウハウを借りながら本区も早急に進めるべきだと感じました。

たかはま なおき

東京都児童相談センターの視察では、資料を用いた説明の後に、施設見学でまず案内をしていただいたのは、天井にカメラ・マイクが設置され、性暴力など被害を受けた子どもの証言を別室で警察官などが聞き取ることができる、特別な面接室でした。1回で全てを聞き取るため、面接には特別な技能が必要とのことでした。

また、職員の方からは、保護した子どもの親から暴行を受けた体験や専門職員の人材確保や育成が課題となっている点など子どもの権利を守る最前線のお話を伺いました。

文京区の児童相談所開設においては、目先の課題である人材確保だけではなく、職員がストレスを溜め込んでしまうことのないようなサポート体制と十分な人員配置が必要だと感じました。

結びに、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、入所児童に影響が無いよう配慮の上で、貴重な学びの機会を与えてくださった東京都児童相談センターの職員の皆様に心から感謝申し上げます。

関 川 けさ子

2月27日、文京区の担当児童相談所である、新宿区の東京都児童相談センターを訪問して、職員の方からお話を伺ってきました。

都内の児童相談所で受けている虐待の相談・通告の件数は、増加しているということは聞いていましたが、今回お話を伺って、改めて虐待の多さに驚きました。

文京区も児童虐待が年々増加していますが、区の児童相談所ができるまでの間、子ども家庭支援センターを中心として、東京都児童相談センターの力も借りながら、虐待を少しでも減らしていく取り組みをしていくことが非常に大切だと思いました。

本区は、児童相談所の開設が数年遅れることになってしまいました。そして、児童福祉司や児童心理司等がなかなか集まらない困難な状況ですが、今回お伺いしたことや、世田谷区等の先行3区に学んで、一日も早い児童相談所開設に向けて、議会も力を尽くしていくことが大切だと思いました。

高 山 泰 三

文京区での児童相談所開設にあたり、非常に得るものが大きい視察となった。

まず、ハード面である。一見なんのこともない面談室と思えた部屋にビデオが設置され、その情報が警察や医師を含む関係者と共有できる仕組みになっていた。

その他にも、親子相互交流療法や、認知行動療法に使う施設などにおいても随所に工夫と隠れたノウハウを垣間見ることができた。

次に、最も私が肝心だと感じた部分がソフト面である。

ソフト面の充実のためには、何より人材の確保が待ったなしの課題であると思う。

本来、児童相談所の業務は経験がものをいう職場であろう。しかし、東京都の児童福祉司、児童心理司の約半数は経験年数2年未満であり、それに加え絶対的な人数も不足している。

文京区でも、すでに退職してしまった経験者に再度募集をかけるなど、あらゆる知恵を絞って人材の確保に努めるべきであると感じた。

品 田 ひ で こ

文京区の児童相談所開設までに準備しておかなければいけない課題が山積しています。今回の視察ヒアリングで、それらが浮き彫りになりました。

- ① 虐待相談が平成25年度以降、年に2割増しで増大している（都内で年に3万5、6千件）。従って「一時保護」が急増している。
虐待内容の中で、特徴として「心理的虐待」件数（8,394件）が急増している。
- ② 家庭に帰した後の「地域支援ネットワーク」である「要保護児童対策地域協議会」の体制づくりが重要で、特に「個別ケース検討会議」の機能強化がカギになる。
- ③ 社会福祉士有資格者の新規採用のなり手不足が深刻。よって今は「任期付」で採用した方から「キャリア活用」や、民間の経験者からの人材を採用している。
- ④ SV・基幹職員が重要であるにもかかわらず、その人材不足が深刻になっている。
- ⑤ 児童相談所の夜間対応には、民間（NPOなど）の支援が必要である。
- ⑥ 区の子育て支援の充実によって重篤になるケースを予防することが重要である。
 - ・「家庭支援センター」がカギになる
 - ・ショートステイの充実
 - ・文京区の場合「お受験虐待」の対応 等
- ⑦ 「里親制度」を各区で拡充していく取組みも必要となる。

このような課題は、一つひとつ困難ではありますが、解決に向けて地道に取り組むことが区に課せられています。また、議会としても、職員の待遇改善や各セクションの機能強化を求めていくことが明確になりました。

のぐちけんたろう

本区でも開設を目指している児童相談所への視察ということで、東京都児童相談センターを視察した。所内では都の担当者の方から直接ご案内とご説明を頂いた。

近年、児童相談所に寄せられる相談件数は増加しており、その内容も、保護者の事情で子供が家庭で生活できなくなったときや子供の人権にかかわる問題があるとき、里親として家庭で子供を育てたいときなど、非常に多岐に亘っている。

職員の人手不足により、本区でも開設時期が令和4年から7年に延期されたように、都の現行施設であっても人手不足・職員不足は深刻であるとの話があった。新たな職員育成計画では3年を想定しているところを、他機関からの要請もあり2年に短縮して育成しているとのことであった。また、意欲的でも本人の資質が大きく関係するとのことで、採用してもミスマッチなどが起こりやすい事例なども併せてご紹介いただき、非常に有意義な視察となった。

小 林 れい子

文京区においては、児童相談所開設にあたり、児童福祉司等の専門職不足が今、大きな問題です。

今回、視察に伺った東京都児童相談センターでは、児童虐待等のケースを多数抱え、対応しながら、各自治体から派遣される研修生の人材育成にあたっています。

研修期間は2年間（本来は3年は必要）。さらに現場で経験を積むことが大事ですが、バーンアウトしやすいことなども伺い、児童福祉司等の処遇の面も含めた、働きやすい環境づくりが大事だと実感しました。

児童虐待問題では、たとえ専門職であっても、問題のある家庭への再統合は難しく、判断を誤ると子どもの命を脅かしてしまいます。

低空飛行でもやっていけるよう家庭を支え、見守り続け、いざという時の危機は見逃さない。そのためには経験よりもむしろセンスが必要になるというお話が、特に印象に残りました。

